

きょうしん 不動産担保ローン

リリース

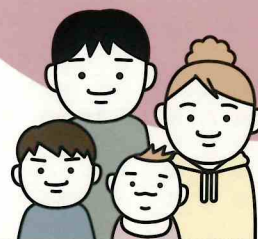
お持ちの
不動産を担保に
借り入れできる
ローンです

用途に合わせて3商品をご用意しております

個人フリーローン(リリースⅠ)

- ご融資金額 300万円以上1億円以下(10万円単位)
- ご融資利率 年4.20%～年6.70%(短期プライムレートに連動)
- ご融資期間 1年以上25年以内(1年単位)

お使いみち自由！
ローンのおまとめや
税金の納付資金に



ビジネスローン(リリースⅡ)

- ご融資金額 300万円以上3億円以下(10万円単位)
- ご融資利率 年4.20%～年6.70%(短期プライムレートに連動)
- ご融資期間 1年以上25年以内(1年単位)

運転・設備投資や
開業資金を
サポート



不動産関連ローン(リリースⅢ)

- ご融資金額 300万円以上3億円以下(10万円単位)
- ご融資利率 年3.90%～年6.70%(短期プライムレートに連動)
- ご融資期間 1年以上35年以内(1年単位)

賃貸用不動産
自宅の購入
リフォームの資金として



詳しくは窓口または営業担当者までお気軽にお問い合わせください。

本店営業部 ☎03-3762-7771
矢口支店 ☎03-3759-6206
糀谷支店 ☎03-3741-4191
洗足池支店 ☎03-3720-2131

大岡山支店 ☎03-3726-0151
中延駅前支店 ☎03-3783-6481
用賀支店 ☎03-3700-1777
六郷支店 ☎03-3736-2201

蒲田支店 ☎03-3733-4514
武蔵新田支店 ☎03-3756-2811
戸越支店 ☎03-3783-8211
西蒲田支店 ☎03-3754-4611

雑色支店 ☎03-3732-5611
大森支店 ☎03-3763-0271
平和島支店 ☎03-3765-8211
前の浦支店 ☎03-3741-7011

あなたの街のパートナー

共立信用組合

きょうしん 不動産担保ローン リリース 商品概要

不動産担保ローン・リリースI(消費性資金型)

融 資 形 式	証書貸付
対 象 者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方 ・融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方 ・制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) ・安定継続した収入のある方(給与所得者、法人役員、個人事業主、年金受給者等パート・アルバイト含む)
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資 金 用 途	自由(事業性資金、投機資金は除く)
融 資 金 額	原則、300万円以上1億円以下(10万円単位)
返 済 期 間	1年以上25年以内(1年単位)
返 済 方 式	元利均等返済方式(資金使途により、元金据置2年まで可) ボーナス併用可(ただし、融資金額の50%まで)
融 資 利 率	当組合の所定利率(保証料含む)融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。 年4.20%～年6.70% ※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています(利息制限法第8条2項1号の通知とさせていただきます)。
遅 延 損 害 金	年18.25%
事 務 手 数 料	・当組合 〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税 〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社 融資金額の1%+消費税及び地方消費税 ※上限100,000円+消費税及び地方消費税 ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返 済 日	毎月7日か27日(当組合の休業日の場合は翌営業日)
担 保	本人又は本人の親族(三親等以内)が所有する不動産に保証会社を担保権者とする(根)抵当権を設定いたします。(保証会社が指定する司法書士が手続きいたします) ※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。 ※ご返済方法が元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連 帯 保 証 人	原則、連帯保証人は不要です。 ※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保 証 会 社	株式会社セゾンファンデックス

不動産担保ローン・リリースII(事業性資金型)

融 資 形 式	証書貸付
対 象 者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人事業主又は本店を有する法人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方 ・個人事業主の場合、融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方 ・個人事業主及び法人代表者は、制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・個人事業主及び法人代表者は、日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) ・個人事業主の場合、安定継続した収入のある方
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資 金 用 途	事業性資金 他行借換、納税資金、設備資金等(宅地建物取引業者のプロジェクト資金は除く)
融 資 金 額	原則、300万円以上 3億円以下(10万円単位)
返 済 期 間	1年以上25年以内(1年単位)
返 済 方 式	元利均等返済方式、元金均等返済方式(資金使途により、元金据置2年まで可) 期日一括返済方式(最長2年間まで)
融 資 利 率	当組合の所定利率(保証料含む)融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。 年4.20%～年6.70% ※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています(利息制限法第8条2項1号の通知とさせていただきます)。
遅 延 損 害 金	年18.25%
事 務 手 数 料	・当組合 〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税 〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社 融資金額の1%+消費税及び地方消費税 ※上限100,000円+消費税及び地方消費税 ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返 済 日	毎月7日か27日(当組合の休業日の場合は翌営業日)
担 保	以下の不動産に保証会社を担保権者とする(根)抵当権を設定いたします。(保証会社が指定する司法書士が手続きいたします) ・個人事業主又は、個人事業主の親族(三親等以内)が所有する不動産 ・法人が所有する不動産 ・法人代表者又は法人代表者の親族(三親等以内)所有する不動産 ・法人の役員が所有する不動産 ※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。 ※ご返済方法が期日一括返済、元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連 帯 保 証 人	〈ご利用いただく方が個人事業主の場合〉 原則、連帯保証人は不要です。 〈ご利用いただく方が法人の場合〉 代表者は原則、連帯保証人として契約していただきます。 ※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保 証 会 社	株式会社セゾンファンデックス

不動産担保ローン・リリースIII(不動産関連資金型)

融 資 形 式	証書貸付
対 象 者	当組合の営業エリア内に居住又は勤務先がある個人、個人事業主又は本店を有する法人で、以下のすべての要件を充たす方 ・当組合の組合員である方 ・個人、個人事業主の場合、融資実行時における年齢が原則満20歳以上の方 ・個人、個人事業主及び法人代表者は、制限行為能力者(未成年、成年被後見人、被保佐人及び被補助人)でない方 ・個人、個人事業主及び法人代表者は、日本国籍を有する方(ただし、外国籍で永住者の在留資格がある場合は対象) ・個人、個人事業主の場合、安定継続した収入のある方
物件対応エリア	原則、当組合の営業エリア内
資 金 用 途	収益不動産の購入、自宅の購入、修繕・改築資金、セカンドハウスの購入、購入時のローン借換、宅地建物取引業者のプロジェクト資金等
融 資 金 額	原則、300万円以上 3億円以下(10万円単位)
返 済 期 間	1年以上35年以内(1年単位)
返 済 方 式	・元利均等返済方式、元金均等返済方式(資金使途により、元金据置2年まで可) ・期日一括返済方式(最長2年間まで)
融 資 利 率	当組合の所定利率(保証料含む)融資利率は、短期プライムレート連動型の変動金利とし毎年4月と10月に見直し7月と1月の約定返済分から適用になります。 年3.90%～年6.70% ※なお、共立信用組合は保証会社との間でお客さまから支払いを受けるお利息の上限利率を年12.00%と定めています(利息制限法第8条2項1号の通知とさせていただきます)。
遅 延 損 害 金	年18.25%
事 務 手 数 料	・当組合 〈担保物件:23区内の場合〉50,000円+消費税及び地方消費税 〈担保物件:23区外の場合〉60,000円+消費税及び地方消費税 ・保証会社 〈個人の場合〉融資金額の1%+消費税及び地方消費税 ※上限100,000円+消費税及び地方消費税 〈個人事業主・法人の場合〉融資金額の1%+消費税及び地方消費税(ただし、個別対応可) ・不動産担保設定、登記費用及び関係費用は別途必要となります。
返 済 日	毎月7日か27日(当組合の休業日の場合は翌営業日)
担 保	以下の不動産に保証会社を担保権者とする(根)抵当権を設定いたします。(保証会社が指定する司法書士が手続きいたします) ・本人又は、本人の親族(三親等以内)が所有する不動産 ・法人が所有する不動産 ・法人代表者又は法人代表者の親族(三親等以内)所有する不動産 ・法人の役員が所有する不動産 ※ご本人様以外の物件所有者様は物上保証人となります。 ※ご返済方法が期日一括返済、元金据置の場合は根抵当権を設定いたします。
連 帯 保 証 人	〈ご利用いただく方が個人、個人事業主の場合〉 原則、連帯保証人は不要です。 〈ご利用いただく方が法人の場合〉代表者は原則連帯保証人として契約していただきます。 ※その他、総合的判断により保証会社が必要と判断した場合、連帯保証人として契約していただく場合がございます。
保 証 会 社	株式会社セゾンファンデックス

あなたの街のパートナー

 共立信用組合

令和8年8月3日現在